

## 会員規則

NPO ハワイシニアライフ協会（英文名：Hawaii Senior Life Enrichment Association：略称：HISLEA-以下協会）は、定款および理事会で定められた決議にもとづき、下記のように会員規則を定める。

### 第1条（会員資格）

1. 協会の目的に賛同するものは個人・法人・団体を問わず会員の資格がある。
2. 会員の資格は国籍、人種、肌の色、信条、宗教、性別、年齢、ハンディキャップ、配偶者の有無を問わない。

### 第2条（会員の種類）

会員の種類は、理事会の承認をもって適宜改定することができる。

#### 1. 個人会員

- (1) 一般会員：一般会員として入会を申し込み、年会費を支払った個人
- (2) 家族会員：家族会員として入会を申し込み、年会費を支払った家族（2名）
- (3) 個人寄付会員：個人寄付会員として入会を申込み、一括寄付金を支払った個人

#### 2. 法人会員

法人会員は事業体の指定する従業員により代表される。代表者は理事会が適宜決定する制限内の人数とする。

- (1) 法人一般会員：法人一般会員として入会を申し込み、法人年会費を支払った企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体（代表者2名まで指定可）
- (2) 法人協力会員：法人協力会員として入会を申し込み、法人協力年会費を支払った企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体（代表者4名まで指定可）
- (3) 法人寄付会員：法人寄付会員として入会を申し込み、一括法人寄付金を支払った企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体（一口につき代表者2名まで指定可）

#### 3. 法人賛助会員

法人会員の指定された代表者の配偶者は協会の活動に参加できる。ただし投票権はもたない。

### 第3条（入会の申込み）

入会申込者は、協会が指定する申込書に必要事項を記入して、別途定められた会費を添えて申し込む。

### 第4条（入会の承認）

理事会は入会希望者の資格を審査して、入会を承認、または不承認するものとする。会員証と入会のしおりの送付をもって入会の承認にかえる。不承認となった申込者には、入会申込書と会費を返却する。

### 第5条（退会）

会員は退会したい旨を書面で協会に届けることにより、何時でも退会できる。ただし、一旦支払われた年会費、一括会費、寄付金は一切返却されない。

## 第 6 条（会員資格の解除、停止）

協会の利益に背くとみなされる会員の言動があった場合には、協会は理事会の裁量と決定をもって、会員資格を解除、または停止することができる。手続きについては、定款の規定にもとづく。

P.O. Box 8232, Honolulu, HI 96830 Tel: (808) 428-5808 Fax: (808) 396-1140

<http://www.HawaiiSeniorLife.org> [info@HawaiiSeniorLife.org](mailto:info@HawaiiSeniorLife.org)

## 第 7 条（会費）

1. 会員の種類に基づく入会金、年会費、一括会費は、理事会が別途定める会費規定による。
2. 会費は理事会の承認を得て、適宜改定できる。

## 第 8 条（寄付）

個人寄付会員および法人寄付会員の寄付金の最低額は、理事会が適宜定める。

## 第 9 条（会員資格の更新）

会員資格は、更新期限内に所定の会費を支払うことにより、自動的に更新される。

## 第 10 条（会員証の発行）

1. 入会を承認された会員には、会員証を発行する。
2. 会員証は毎年発行するものとする。ただし終身会員については、一度発行したものを有効として、毎年の更新発行は行わない。ただし、会員資格が失効した場合は、その時点で会員証も自動的に無効となる。
3. 法人会員証の発行については、法人一般会員には 20 枚の無記名会員証、法人協力会員は 40 枚の無記名会員証、法人寄付会員は、一口(\$2,000)につき 3 年間有効の 20 枚の無記名会員証を発行する。
4. 紛失などによる会員証の再発行に付いては、別途定める費用を徴収する。

## 第 11 条（サービスの享受）

1. 会員は協会が別途定める様々なサービスを受けることができる。
2. 協会が提供するサービスの利用に関しては、別途定める「サービス利用規則」に基づく。

## 第 12 条（会員年次総会）

1. 会員による年次総会は、開催時期、場所、目的を、会長または理事会により決定し開催される。総会召集通知は開催日の 14 日～60 日前に会員に送付される。会員は委任状をもって出席に代えることが出来る。
2. 総会の定足数は定款の規定に基づく。

## 第 13 条（その他の規定）

ここに特段の定めのない規定については、理事会が別途定める規定、定款、ハワイ州の非営利団体規則

(State of Hawaii Nonprofit Corporation Statutes) に基づくものとする。

第 14 条 (改定)

この会員規則は、理事会の承認をもって適宜改定することができる。

第 15 条 (会員規則の発効)

この会員規則は、2007 年 11 月 1 日より発効する。

この会員規則は、2008 年 10 月 3 日一部改訂する。

この会員規則は、2009 年 6 月 26 日一部改訂する。

この会員規則は、2015 年 2 月 1 日一部改訂する。

この会員規則は、2017 年 7 月 1 日一部改訂する。

以上